

鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務

発注仕様書

令和8年7月

鰯ヶ沢町教育委員会

内容

第1 総則	2
1. 本発注仕様書の位置付けについて	2
2. 目的	2
3. 予定価格、業者選定方式等	2
(1) 本業務の価格	2
(2) 公募型プロポーザルの評価方式	2
4. 新学校建設事業の性能規定	2
(1) 本事業の要求水準	2
(2) 創意工夫の発揮	3
第2 新学校建設事業に係る要求水準	3
1. 一般的事項	3
(1) 事業者の業務範囲	3
2. 鰯ヶ沢義務教育学校施設建設事業に係る事項	4
(1) 都市計画用途指定	4
(2) 所在地・敷地面積	4
(3) 計画建物	4
(4) 事業実施スケジュール	5
3. 組織概要及び諸室の配置等	6
(1) 組織・諸室の配置	5
(a) 組織構成人数	5
(2) 必要な執務空間及び設備等	5~6
4. 鰯ヶ沢小中一貫校の構造仕様	7
5. 外構改修工事設計の概要	7
6. 改修工事の概要	7
7. 活用予定の補助金等	7
○本事業に適用する技術的基準一覧表	8

第1 総則

1. 本発注仕様書の位置付けについて

本発注仕様書は、町が鰯ヶ沢町義務教育学校施設建設事業を実施するにあたり、基本設計から実施設計を一括で契約するため、町が要求する水準を示し、参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、町は、本発注仕様書の内容を提案審査の基準として用いる予定であり、本発注仕様書の内容を満たさない提案については、これを失格とする。

2. 目的

鰯ヶ沢町では、少子化の進行に加え、学校施設の老朽化が著しい状況にあるため、小中一貫教育を導入した義務教育学校の設立を検討した上で、既存施設の有効活用を考慮した「鰯ヶ沢町小中一貫教育推進基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。

基本構想では、西海小学校および鰯ヶ沢中学校が築50年程度を経過し、建造物躯体の老朽化が進行していることから長期的な活用は見込めない一方で、築31年を経過している舞戸小学校の建造物躯体の状況は良好であるため、当該施設へ増築・改修を施すことにより長期的な活用を可能とする方針を定めている。

また、舞戸小学校敷地は津波や洪水の浸水想定区域外であり、避難場所に指定されているため、さらなる防災機能の整備を図ることで災害時の安全性や快適性を確保し、加えて、周辺に商業施設や住宅、公共交通機関が充実していることから、利便性や防犯機能を兼ね備えた新学校の建設を目指している。

3. 予定価格、業者選定方式等

（1）本業務の価格

- ・本業務の価格は、青森県建築工事関連業務委託料算定基準（青森県県土整備部建築住宅課）に基づき本町予算に定められた額23,000万円（消費税相当額含む。監理業務は含まない）を上限とする。

- ・工事費は30億円程度を見込んでいる。

※ただし、必要な機能は維持し、又改修後のランニングコストが高くないように十分配慮しながら極力工事を抑えること。また、業務契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、工事参考額を超える場合については算定根拠資料等を提示して協議すること。

（2）公募型プロポーザルの評価方式

技術点を適正に評価するため、点数方式を採用する。

4. 新学校建設事業の性能規定

（1）本事業の要求水準

「発注仕様書」の本事業に関する要求水準は、原則として町が要求する機能及び性能を規定するものであり本事業の具体的仕様、並びにそれらを構成する個々の部位・部品等の性能及び具体的仕様（以下「具体的仕様等」という。）については、特記のない限り指名された者が下記の性能規定を満たすような提案を行うものとする。

【機能性】

○多様化する教育への対応

①新しいスタイルの教室運営

可動式間仕切りや多目的スペースの有効活用

②地域との連携

学校施設の地域開放や関係施設との連携

③ICTの有効活用

ICTを活用し、先進的教育の導入により学力向上並びに教育格差を解消

【安全性】

○児童・生徒及び地域住民への安全性を確保

①防災機能

地震、その他各種災害に強い学校づくり

②防犯対策

不審者侵入等の犯罪に強い学校づくり

③事故防止

ユニバーサルデザインをとりいれ、安全・安心を保障

【環境・効率性】

○環境負荷と維持管理コストの低減

①自然エネルギーの利用

自然採光及び自然換気に配慮し、管理コスト削減と児童・生徒の環境学習に貢献

②施設維持管理費の低減

省エネルギー機器等を採用し、環境負荷及び管理コストの低減と施設の耐久性の向上を図る

③木にふれる学校

内装木質化を図り、木に触れることにより、自然や物を大切にする心を育む

(2) 創意工夫の発揮

事業者は、「発注仕様書」に示された水準を、効果的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。

なお、本事業の目的と矛盾しない限りにおいては、「発注仕様書」に示されていない部分について、安全性・効率性を向上させるような提案があれば、町は、これを適切に評価する。

また、「発注仕様書」において町が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ、本事業の目的と矛盾しないことを事業者が明確に示した場合に限り、町は代替的な仕様の提案も認めるものとする。

第2 新学校建設事業に係る要求水準

1. 一般的事項

(1) 事業者の業務範囲

ア 新学校建設事業の基本・実施設計業務

- ①新学校設計は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」に基づき行う。なお、この仕様書は、本委託に該当する事項についてこれを準拠する。
- ②新学校の計画においては、児童・生徒・教職員の利便性及び安全性の確保が前提であるが、建物の配置、景観及び環境に配慮する。
- ③事業者は「発注仕様書」に示された要求水準に沿って、新学校建設用地等の敷地や既存校舎の事前調査、基本設計、実施設計、設備設計、外構設計、建築確認申請の補助及びその関連業務（施設、設備等に伴う補助申請等）を行う。なお、計画に当たっては、将来起こりうる地震等の災害に対する対策を考慮する。

※ 発注者提供資料

鰯ヶ沢町小中一貫教育推進基本構想、建設予定地の図面、舞戸小学校既存図抜粋

イ 新学校建設事業の設計事業者は、「発注仕様書」に示された要求水準に沿って、以下の業務を行う。

①新学校の基本・実施設計

- ・増築校舎棟（什器等の備品提案を含む）
- ・増築体育館棟（什器等の備品提案を含む）
- ・外構（駐車場・フェンス等）
- ・屋外運動場（運動場舗装、側溝等）
- ・その他附属施設
- ・既存校舎の改修
（外壁改修・内部改修、冷暖房改修、LED化改修、トイレ改修、二重サッシ改修）

②積算・工事費内訳書の作成

③建築確認申請書の作成

④補助申請等に関わる資料作成、作成補助

なお、場合によっては、会議等への同席を求めます。

⑤既存校舎のアスベスト調査（20カ所を想定）

⑥地質調査（35m6カ所、孔内水平載荷試験1カ所）

⑦測量業務、基準点測量、3級基準点測量2点、4級基準点測量13点、 地形測量28,400㎡

2. 鰯ヶ沢町義務教育学校施設建設事業に係る事項

(1) 都市計画用途指定

第一種住居地域

(2) 所在地・敷地面積

- ①所在地 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町舞戸町久富27
- ②敷地面積 約28,440㎡

(3) 計画建物

鰯ヶ沢町義務教育学校

①校舎棟：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造2～3階建、延床面積 1,300㎡ 程度（放課後ルーム含む）

②屋体棟：鉄骨造2～3階建、延床面積1000㎡程度

③既存改修工事：校舎4,613.98㎡、屋体1,133.00㎡の外壁・内部改修

④渡り廊下：鉄骨造1階建、延べ面積40㎡程度（既存校舎～既存給食センター）

※総面積は上記程度と考えますが、必要に応じて増減することは可能です。詳細は別添の「鰯ヶ沢町小中一貫教育推進基本構想」を参照のこと。

(4) 事業実施スケジュール

①基本・実施設計 2026年度～10箇月間

②鰯ヶ沢町義務教育学校施設建設工事（外構含む） 2028年度～2029年度

3. 組織概要及び諸室の配置等

(1) 組織構成人数

(a) 組織構成人数

① 教師	25名
② 講師	3名
③ 用務員	2名
④ 特別支援教育支援員	8名
合 計	38名程度

(2) 必要な執務空間及び設備等

ア 必要な執務空間等 ※（ ）内の面積は程度とする

① 普通教室

小学校分8教室（普通学級6教室、特別支援学級2教室）（1教室68㎡）

中学校分8教室（普通学級6教室、特別支援学級2教室）（1教室68㎡） ※中学校も35人学級の予定

② 特別教室 （ ）の面積は準備室含む

美術室（130㎡）、理科室（中学用・小学用各1教室）（130㎡）、音楽室（130㎡）、
家庭科室（130㎡）、技術兼図工室（130㎡）、多目的室（各教室郡に隣接する）（任意）、
視聴覚室（100㎡）、図書室（130㎡）

③ 管理諸室

職員室（160㎡）、校長室（60㎡）、保健室（70㎡）、保健相談室（30㎡）、用務員室（20㎡）、
会議室（110㎡）、印刷室（30㎡）、給湯室、教材室（適宜）、放送室・スタジオ（30㎡）、
職員更衣室（70㎡）、教育相談室（30㎡）、

④ その他

玄関（児童・生徒用）（170㎡）、トイレ（児童・生徒用、職員用）、多目的トイレ
放課後ルーム（トイレ、シャワールーム含む）（300㎡）、配膳室（各階1ヶ所）、資料庫（50㎡）
児童・生徒会室（40㎡）、EV

⑤ 屋内運動場

既存体育館（1100㎡）、アリーナ（600㎡）、用具庫（60㎡）、倉庫（20㎡）、防災倉庫（70㎡）、更衣室（20㎡）トイレ（20㎡）、2Fギャラリー（80㎡）、ホール（50㎡）

⑥ 屋外施設等

運動場、境界フェンス、駐車場舗装、バス転回所

イ 建築設備

① 電気・弱電設備

- ・校内LAN の構築
- ・内線電話の構築
- ・消防設備の構築
- ・非常用照明
- ・放送設備
- ・防災用の非常用発電機
- ・照明等は環境に配慮した省エネシステムとする。
- ・その他の電気設備で必要と判断する設備を提案の対象とする。

② 機械設備

- ・エレベーターの設置(給食運搬兼車椅子用)
- ・冷暖房設備の設置をする。設置の際は環境・経済性に配慮した省エネシステムとする。
- ・各教室、職員室、校長室、放課後ルーム、アリーナにエアコンを設置する。
※空調設備を設置する場合は、防災施設としての観点から校舎棟と体育館棟で完全に分離する方式をとることとします。
- ・各室には必要に応じて換気設備を設置する。
- ・その他の機械設備で必要と判断する設備を提案の対象とする。

③ 給排水設備

- ・各階に普通トイレ、1階に多目的トイレを設置する。原則全て洋式トイレとし、省スペース化に配慮すること。
- ・その他の給排水設備で必要と判断する設備を提案の対象とする。

4. 鱒ヶ沢町義務教育学校の構造仕様

ア 建物の耐震安全性と重要度係数

① 校舎：耐震安全性=Ⅱ類（構造体）、重要度係数：Ⅱ類 係数 I =1.25

② 体育館：耐震安全性=Ⅱ類（構造体）、重要度係数：Ⅱ類 係数 I =1.25

※1 体育館は避難施設としての数値です。

※2 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること。

イ 基礎

① 長期及び地震等の外力に対して有害なひび割れや沈下等が生じないこと。

② 地盤調査結果に伴い、液状化や圧密沈下等の検討を行い基礎形式を決定すること。

③ 水害対策として地盤の流出等も考慮すること。

ウ 非構造部材及び建築設備の耐震性能

① 建築非構造部材 A類

② 建築設備 乙類

※ 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、異動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保、十分な機能確保及び二次災害の防止が図られていること。

5. 外構改修工事設計の概要

運動場・植栽及び花壇・アスファルト舗装・照明・境界フェンス・来客用駐車場・職員駐車場・バス回転所

6. 既存校舎、体育館改修工事の概要

- ・内装、外壁改修
（教室及び各室の部屋の配置換えによる、内部改修）
- ・サッシを二重サッシとする。
- ・各教室、職員室、校長室、放課後ルーム、既存体育館にエアコンを設置する。
- ・既存校舎、既存体育館の照明設備のLED化
- ・FFストーブの撤去及び新設
- ・トイレ及び給排水設備改修
- ・旧浄化槽を撤去し、排水は公共下水道につなぐ
- ・換気設備改修
- ・その他必要な工事は、町と協議して行うこと。

7. 活用予定の補助金等

本事業では、義務教育学校の設置に向けて、既存施設の増築・改修による整備を目指していることから、主に文部科学省国庫補助金として「公立学校施設整備費負担金」および「学校施設環境改善交付金」における学校統合事業メニューの活用を検討している。補助割合は、関係法令をもとに算出した交付基準額の2分の1以上を想定している。

また、当該施設は災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、施設整備事業に要する経費の一部や、補助金事業対象外の経費については、他省庁の補助金等を調査・検討し、活用を模索していく。

○本事業に適用する技術的基準一覧表

各基準共最新版を使用すること。

なお、各基準に記載なき事項については、これらに類する基準を準用する。

①技術・性能・仕様等基準

- ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 青森県営繕設備設計要領
- ・ 青森県建築設計断熱基準
- ・ 学校施設整備指針 (小学校施設整備指針・中学校施設整備指針)
- ・ 青森県福祉のまちづくり条例
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 指定緊急避難場所の指定に関する手引き

②積算等適用基準

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 建築数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 青森県県土整備部建築工事積算基準
- ・ 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準
- ・ 青森県県土整備部建築工事単価等決定要領
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築・設備)